

都道府県知事あて
漁業調整事務所長あて
全国漁業協同組合連合会会長あて

水産庁長官

小型するめいか釣り漁業の届出等に関する取扱要領の制定 について

承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令（平成 9 年農林水産省令第 54 号）が平成 9 年 7 月 23 日に公布・施行され、平成 10 年 1 月 1 日以降に営まれる小型するめいか釣り漁業（総トン数 5 トン以上 30 トン未満の動力漁船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業）について、承認漁業等の取締りに関する省令（平成 6 年農林水産省令第 54 号）第 23 条第 1 項の規定（農林水産大臣への届出）が適用されることとされたところである。

本漁業は、その操業が周年を通じて行われていることから、同項の規定による届出に係る操業期間について一定の基準を設ける必要があるが、本漁業が対象とするするめいかの資源調査や採捕量に関する統計が暦年を単位としていること等から、当該操業期間については暦年を単位とすることが適当である。

こうしたことをも踏まえ、別紙のとおり「小型するめいか釣り漁業の届出等に関する取扱要領」を定めたので、御了知の上、関係漁業者の指導方よろしく願います。

小型するめいか釣り漁業の届出に関する取扱要領
（平成 9 年 7 月 23 日付け 9 水振第 1454 号水産庁長官通知）
（平成 14 年 11 月 25 日付け 14 水管第 2743 号 一部改正）
（平成 15 年 10 月 14 日付け 15 水管第 2152 号 一部改正）
（平成 20 年 6 月 30 日付け 20 水管第 651 号 一部改正）

1 届出の時期

- (1) 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成 6 年農林水産省令第 54 号。以下単に「省令」という。）第 19 条第 1 項の届出に係る操業期間については、暦年を単位とし、1 年を超えないものとする。
- (2) (1) により、当該操業期間の最初の日を 1 月 1 日とすることから、小型するめいか釣り漁業を営もうとする者（以下「漁業者」という。）は、原則として前年の 12 月 1 日までに、省令第 19 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣に届出を行うものとする。
- (3) (2) の届出の時期までに、やむを得ない事情により届出ができない者は、当該操業の開始前 1 月までに届出を行うものとする。
- (4) 省令第 19 条第 2 項に定める変更の届出については、遅くとも、当該届出に係る操業前に行うものとする。

2 届出に係る提出書類

- (1) 省令第 19 条第 1 項の届出書（平成 7 年 3 月 30 日農林水産省告示第 471 号（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 19 条第 4 項の規定に基づき、届出書の様式を定める件）の 3 に定める小型するめいか釣り漁業出漁届出書。以下「届出書」という。）の作成に当たっては、次の点に留意するものとする。
- ①届出を共同して行おうとする漁業者は、当該届出に係る者の代表者を選定し、同項の届出書の氏名の欄に当該届出に係る者全員の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記載した上で、代表者に「(代)」を冠すること。
 - ②届出書の 2 の「操業区域」の欄には、別図小型するめいか釣り漁業漁区図により、具体的な操業区域の番号を記載すること。
 - ③届出書の 5 の「漁獲物等陸揚港」欄の記載については、すべての陸揚予定港を記載すること。
- (2) 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）に基づく船舶検査を要しない船舶を使用する場合にあっては、省令第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる書類（船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し）の添付は要しないものとする。
- (3) 省令第 19 条第 1 項第 3 号の書面は、用船契約書の写し又は船舶使用承諾書（別記様式第 1 号）とする。
- (4) 省令第 19 条第 2 項の規定による変更の届出を行おうとする者は、変更届出書（別記様式第 2 号）を提出するものとする。この場合において、当該変更の届出が、相続に係るものであるときは戸籍謄本及び別記様式第 3 号による相続同意書を、合併に係るものであるときは定款及び登記簿謄本を添付しなければならない。

3 書類の提出先等

省令第 2 条の規定に基づき、省令第 19 条第 1 項又は第 2 項の届出に係る書類を都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出する場合には、別表の右欄に掲げる都道府県ごとにそれぞれ左欄に掲げる機関の長を経由して 2 部提出するものとする。

附則(平成 20 年 6 月 30 日付け 20 水管第 651 号)

小型するめいか釣り漁業に係る届出等手続きの運用について（平成 9 年 7 月 23 日付け 9 水振第 2421 号水産庁振興部長通知）は廃止する。

別表及び別記様式 1 ～ 3（PDF：76KB）